

○鎌倉市スマートシティ官民研究会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、多様な主体の積極的な参画及び連携を促進することにより、本市におけるスマートシティの取組の推進を目的とした鎌倉市スマートシティ官民研究会（以下「研究会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 研究会の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 本市におけるスマートシティに関する取組事例の情報発信等に関する活動
- (2) 会員による地域課題の解決策等の提案及び実施に対する支援に関する活動
- (3) 会員間の情報共有及び連携促進に関する活動
- (4) その他、本市におけるスマートシティの推進に資する活動

(会員)

第3条 研究会は、次の会員をもって組織する。

- (1) パートナー会員 会員としての参画の申し出に加え、本市を活動領域とした具体的な事業の提案等の申し出を行い、登録された団体

- (2) 一般会員 会員としての参画の申し出を行い、登録された団体

2 会員は、書面により申し出ることにより、研究会から退会することができる。

3 会員が第5条に規定する参画の要件を満たさなくなったときは、その会員の登録は抹消とする。

(申し出及び登録)

第4条 前条の会員としての参画を希望する者は、別に定める様式により、参画の申し出を行うものとする。

2 事務局は、前項の申し出があったときは速やかに内容の確認を行い、所定の要件を満たすことが確認できた場合には登録を行う。

(参画要件)

第5条 前条による申し出ができる者は、法人格を有し、かつ以下の要件を満たす者又は、本市と協定を締結している研究機関とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

- (2) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。

(掲載及びその同意)

第6条 事務局は、登録した会員の情報を本市ホームページに掲載する。

2 会員は前項の掲載について異議を述べないものとする。

(会員期間・退会等)

第7条 会員として研究会に参画できる期間は、第3条の会員の別に応じ、次のとおりとする。

(1) パートナー会員 登録の日から当該年度末まで。ただし、更新を妨げず、更新を希望する会員は、当該年度の終了までに、翌年度分の具体的な事業等の申し出を行うものとする。

(2) 一般会員 退会又は除名されるまでの間

2 会員は、前項第1号の規定により、パートナー会員としての身分を失ったときであっても、なお一般会員としての身分を有する。

(会費等)

第8条 会費及び入会金は、無料とする。

(事業化分科会)

第9条 パートナー会員は、研究会に会員の一部で組織された事業化分科会の設置を提案できる。

2 事業化分科会の設置及び運営に関する事項については、別に定める。

(会員情報の発信)

第10条 パートナー会員は、当該会員の有する技術・サービス等の情報を、事務局が研究会の目的に合致すると認める範囲かつ方法で、他の会員に対し周知することができる。

(事務局)

第11条 研究会の事務を処理するため、スマートシティ推進事業を所管する課等に事務局を置く。

2 事務局は、研究会の活動に関する次の事項を実施する。

(1) 研究会の基本となる活動方針の決定

(2) 各分野における取組についての情報の発信・共有及び連携の促進

(3) 事業化分科会の設置

(4) その他研究会の目的の達成に資する取組

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営について必要な事項は、事務局が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年(2021年)10月4日から施行する。

この要綱は、令和4年(2022年)6月23日から施行する。